

令和5年 第6回 飯塚市議会定例会 追加議案

議案番号	件 名	摘要	ページ
76	令和5年度 飯塚市一般会計補正予算(第7号)		
77	令和5年度 飯塚市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)		
78	令和5年度 飯塚市介護保険特別会計補正予算(第2号)		
79	令和5年度 飯塚市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)		
80	令和5年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算(第3号)		
81	令和5年度 飯塚市地方卸売市場事業特別会計補正予算(第2号)		
82	令和5年度 飯塚市駐車場事業特別会計補正予算(第2号)		
83	令和5年度 飯塚市水道事業会計補正予算(第3号)		
84	令和5年度 飯塚市下水道事業会計補正予算(第2号)		
85	飯塚市事務分掌条例の一部を改正する条例		3
86	飯塚市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例		6
87	飯塚市会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例		22
88	飯塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例		35
89	飯塚市教育職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例		40
90	損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解(交通事故)		46

飯塚市事務分掌条例の一部を改正する条例

飯塚市事務分掌条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年12月8日提出

飯塚市長 武 井 政 一

提案理由

組織の再編に伴い、事務分掌を改めるため、本案を提出するものである。

飯塚市事務分掌条例の一部を改正する条例

飯塚市事務分掌条例(平成18年飯塚市条例第7号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(設置及び事務分掌)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部を置く。</p> <p>総務部～経済部 (略)</p> <p>市民協働部</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4) スポーツに関すること(学校における体育に関することを除く。)</u></p> <p>市民環境部 (略)</p> <p><u>こども未来部</u></p> <p><u>(1) 児童福祉等に関すること。</u></p> <p><u>(2) 次世代育成に関すること。</u></p> <p>福祉部</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>保健衛生に関すること。</u></p>	<p>(設置及び事務分掌)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部を置く。</p> <p>総務部～経済部 (略)</p> <p>市民協働部</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4) 保健衛生に関すること。</u></p> <p><u>(5) スポーツに関すること(学校における体育に関することを除く。)</u></p> <p>市民環境部 (略)</p> <p>福祉部</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>児童福祉等に関すること。</u></p> <p><u>(5) 次世代育成に関すること。</u></p>

都市建設部（略）

都市建設部（略）

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

飯塚市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

飯塚市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年12月8日提出

飯塚市長 武 井 政 一

提案理由

一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)が改正され、国家公務員の給与の改定が行われたので、これを参考にして本市職員の給与を改定するため、本案を提出するものである。

飯塚市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(飯塚市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 飯塚市職員の給与に関する条例(平成18年飯塚市条例第45号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第26条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6箇月 100分の100</p> <p>(2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80</p> <p>(3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60</p> <p>(4) 3箇月未満 100分の30</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の70</u>」とする。</p> <p>4～6 (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第26条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の120</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6箇月 100分の100</p> <p>(2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80</p> <p>(3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60</p> <p>(4) 3箇月未満 100分の30</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の67.5</u>」とする。</p> <p>4～6 (略)</p>
<p>(勤勉手当)</p> <p>第29条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合におい</p>	<p>(勤勉手当)</p> <p>第29条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合におい</p>

て、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員
 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の105を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当の基礎額に100分の50を乗じて得た額の総額

て、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員
 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の100を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当の基礎額に100分の47.5を乗じて得た額の総額

3～5 (略)

別表第1(第4条関係)

行政職給料表

職員の 区分	職務の 級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		号給 給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月額	給料月額

3～5 (略)

別表第1(第4条関係)

行政職給料表

職員の 区分	職務の 級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		号給 給料月額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月額	給料月額

定年前		円	円	円	円	円	円	円
再任用	1	162,100	208,000	240,900	271,600	295,400	323,100	365,500
短時間	2	163,200	209,700	242,400	273,200	297,500	325,300	368,100
勤務職	3	164,400	211,400	243,800	274,700	299,500	327,500	370,500
員以外	4	165,500	212,900	245,200	276,300	301,400	329,500	372,900
の職員	5	166,600	214,400	246,400	277,800	303,200	331,500	374,800
	6	167,700	216,200	248,000	279,500	305,000	333,500	377,300
	7	168,800	217,900	249,500	281,300	306,600	335,400	379,600
	8	169,900	219,600	250,900	283,100	308,200	337,300	382,100
	9	170,900	221,100	252,000	284,800	309,800	339,200	384,500
	10	172,300	222,600	253,400	286,700	312,000	341,200	387,100
	11	173,600	224,100	254,900	288,500	314,200	343,200	389,700
	12	174,900	225,600	256,200	290,300	316,200	345,200	392,300
	13	176,100	226,800	257,500	292,100	318,200	347,000	394,600
	14	177,600	228,200	258,700	293,700	320,200	349,000	396,900
	15	179,100	229,600	259,900	295,100	322,100	350,900	399,100
	16	180,700	231,000	261,100	296,500	324,000	352,800	401,400
	17	181,800	232,400	262,300	298,000	325,900	354,500	403,200
	18	183,200	234,000	263,600	300,000	327,900	356,500	405,100
	19	184,600	235,500	264,900	302,000	329,800	358,300	407,000

定年前		円	円	円	円	円	円	円
再任用	1	150,100	198,500	234,400	266,000	290,700	319,200	362,900
短時間	2	151,200	200,300	236,000	267,700	292,900	321,400	365,500
勤務職	3	152,400	202,100	237,500	269,200	295,000	323,700	367,900
員以外	4	153,500	203,900	239,000	271,000	297,000	325,900	370,500
の職員	5	154,600	205,400	240,300	272,700	298,800	328,100	372,400
	6	155,700	207,200	241,900	274,500	300,800	330,100	374,900
	7	156,800	209,000	243,400	276,300	302,600	332,300	377,200
	8	157,900	210,800	244,900	278,300	304,200	334,500	379,700
	9	158,900	212,400	246,000	280,200	306,100	336,400	382,100
	10	160,300	214,200	247,500	282,200	308,400	338,600	384,800
	11	161,600	216,000	249,000	284,100	310,600	340,600	387,400
	12	162,900	217,800	250,300	286,000	312,900	342,800	390,100
	13	164,100	219,200	251,800	287,900	315,000	344,600	392,500
	14	165,600	221,000	253,000	289,700	317,100	346,600	394,800
	15	167,100	222,700	254,300	291,200	319,300	348,600	397,000
	16	168,700	224,500	255,500	292,600	321,400	350,600	399,400
	17	169,800	226,100	256,800	294,400	323,300	352,300	401,200
	18	171,200	227,800	258,200	296,400	325,300	354,300	403,200
	19	172,600	229,400	259,600	298,500	327,300	356,100	405,100

20	186,000	236,900	266,200	303,800	331,700	360,200	408,800
21	187,300	238,100	267,600	305,500	333,400	362,100	410,600
22	189,600	239,700	269,100	307,400	335,400	364,000	412,400
23	191,800	241,200	270,700	309,300	337,400	365,900	414,200
24	194,000	242,600	272,200	311,100	339,300	367,800	416,000
25	196,200	243,600	273,800	312,800	340,700	369,700	417,600
26	197,900	245,100	275,500	314,800	342,600	371,600	419,100
27	199,400	246,400	277,100	316,800	344,500	373,500	420,600
28	200,900	247,600	278,700	318,700	346,400	375,400	422,100
29	202,400	248,700	280,300	320,400	348,000	376,900	423,600
30	203,800	249,700	281,800	322,400	349,900	378,700	424,900
31	205,200	250,600	283,300	324,400	351,700	380,500	426,200
32	206,600	251,500	284,800	326,400	353,500	382,100	427,400
33	208,000	252,400	285,900	327,600	355,300	383,800	428,600
34	209,300	253,300	287,500	329,600	357,100	385,200	429,900
35	210,600	254,100	289,000	331,500	358,800	386,600	431,200
36	211,900	254,900	290,500	333,500	360,500	388,000	432,400
37	213,200	255,600	291,900	335,400	361,900	389,400	433,600
38	214,400	256,700	293,500	337,300	363,200	390,600	434,400
39	215,600	257,900	295,100	339,200	364,500	391,800	435,200

20	174,000	230,900	261,100	300,500	329,300	358,000	406,900
21	175,300	232,200	262,700	302,400	331,000	359,900	408,800
22	177,800	233,800	264,400	304,500	333,100	361,800	410,600
23	180,300	235,400	266,000	306,500	335,100	363,800	412,400
24	182,800	236,900	267,600	308,600	337,200	365,700	414,300
25	185,200	237,900	269,400	310,300	338,600	367,700	416,100
26	186,900	239,400	271,200	312,400	340,500	369,600	417,600
27	188,500	240,700	272,900	314,400	342,400	371,600	419,100
28	190,200	241,900	274,600	316,400	344,300	373,600	420,700
29	191,700	243,100	276,200	318,100	345,900	375,100	422,300
30	193,400	244,100	277,900	320,100	347,800	376,900	423,600
31	195,200	245,100	279,700	322,200	349,700	378,700	424,900
32	196,900	246,100	281,200	324,300	351,500	380,300	426,100
33	198,500	247,200	282,400	325,500	353,400	382,100	427,300
34	199,900	248,100	284,100	327,500	355,200	383,500	428,600
35	201,400	249,000	285,700	329,400	357,000	385,000	429,900
36	202,900	250,000	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100
37	204,200	250,900	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300
38	205,500	252,200	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100
39	206,700	253,400	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900

40	216,700	259,000	296,700	341,100	365,900	392,800	436,000
41	217,800	260,200	298,200	342,900	367,000	393,900	436,600
42	218,900	261,400	299,800	344,800	367,900	395,100	437,300
43	219,900	262,500	301,300	346,600	368,900	396,200	438,000
44	220,900	263,600	302,800	348,400	370,000	397,300	438,700
45	221,800	264,700	304,400	349,900	370,800	398,000	439,500
46	222,700	265,800	306,000	351,300	371,700	398,700	440,300
47	223,600	266,900	307,600	352,700	372,600	399,400	440,700
48	224,500	267,900	309,100	354,200	373,400	400,100	441,400
49	225,400	268,900	310,000	355,700	374,200	400,700	441,900
50	226,300	269,900	311,500	356,500	375,000	401,300	442,300
51	227,200	270,900	313,000	357,500	375,800	401,800	442,700
52	228,100	271,800	314,600	358,500	376,500	402,200	443,100
53	228,900	272,700	316,200	359,400	377,200	402,600	443,500
54	229,800	273,600	317,800	360,500	377,900	402,900	443,900
55	230,700	274,500	319,300	361,400	378,600	403,200	444,300
56	231,500	275,400	320,800	362,400	379,300	403,500	444,600
57	231,800	276,300	322,200	363,300	379,800	403,800	444,900
58	232,600	277,200	323,400	364,000	380,400	404,100	445,300
59	233,300	278,100	324,500	364,700	381,000	404,400	445,600

40	208,000	254,700	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700
41	209,300	256,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300
42	210,600	257,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000
43	211,900	258,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700
44	213,200	259,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400
45	214,300	260,900	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200
46	215,600	262,100	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000
47	216,900	263,400	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400
48	218,200	264,500	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100
49	219,200	265,600	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600
50	220,300	266,600	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000
51	221,300	267,800	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400
52	222,300	268,900	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800
53	223,300	269,900	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200
54	224,200	270,900	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600
55	225,100	272,000	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000
56	226,000	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300
57	226,300	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600
58	227,100	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000
59	227,800	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300

60	233,900	279,000	325,600	365,300	381,700	404,700	445,900
61	234,500	280,000	326,300	365,700	382,100	405,000	446,200
62	235,200	281,000	327,200	366,300	382,800	405,300	
63	235,800	281,900	328,000	367,000	383,400	405,600	
64	236,300	282,800	328,800	367,700	384,000	405,900	
65	236,800	283,300	329,600	368,000	384,400	406,200	
66	237,300	284,000	330,000	368,700	385,000	406,500	
67	237,800	284,700	330,600	369,400	385,600	406,800	
68	238,400	285,600	331,300	370,000	386,200	407,100	
69	238,900	286,600	332,100	370,300	386,600	407,300	
70	239,400	287,400	332,800	370,900	387,100	407,600	
71	239,900	288,200	333,500	371,600	387,600	407,900	
72	240,400	289,000	334,100	372,200	388,200	408,100	
73	240,900	289,700	334,600	372,500	388,500	408,300	
74	241,400	290,200	335,200	373,100	388,900	408,600	
75	241,800	290,600	335,700	373,800	389,300	408,900	
76	242,300	291,000	336,300	374,400	389,700	409,100	
77	242,800	291,200	336,600	374,800	390,000	409,300	
78	243,300	291,500	337,100	375,300	390,300	409,600	
79	243,800	291,700	337,500	375,900	390,600	409,900	

60	228,500	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600
61	229,200	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900
62	230,000	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100	
63	230,700	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400	
64	231,300	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700	
65	231,900	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000	
66	232,500	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300	
67	233,100	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600	
68	233,800	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900	
69	234,500	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100	
70	235,100	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400	
71	235,600	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700	
72	236,300	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000	
73	237,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200	
74	237,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500	
75	238,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800	
76	238,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000	
77	239,300	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200	
78	240,000	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500	
79	240,700	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800	

80	<u>244,300</u>	<u>292,000</u>	<u>337,900</u>	<u>376,400</u>	<u>390,800</u>	<u>410,100</u>	
81	<u>244,700</u>	<u>292,200</u>	<u>338,300</u>	<u>376,900</u>	<u>391,000</u>	<u>410,300</u>	
82	<u>245,200</u>	<u>292,400</u>	<u>338,800</u>	<u>377,500</u>	<u>391,300</u>	<u>410,600</u>	
83	<u>245,600</u>	<u>292,700</u>	<u>339,300</u>	<u>378,000</u>	<u>391,600</u>	<u>410,900</u>	
84	<u>246,000</u>	<u>292,900</u>	<u>339,800</u>	<u>378,300</u>	<u>391,800</u>	<u>411,100</u>	
85	<u>246,400</u>	<u>293,200</u>	<u>340,100</u>	<u>378,700</u>	<u>392,000</u>	<u>411,300</u>	
86	<u>246,800</u>	<u>293,500</u>	<u>340,500</u>	<u>379,200</u>	<u>392,300</u>	<u>411,600</u>	
87	<u>247,200</u>	<u>293,800</u>	<u>341,000</u>	<u>379,600</u>	<u>392,600</u>	<u>411,900</u>	
88	<u>247,600</u>	<u>294,100</u>	<u>341,400</u>	<u>380,000</u>	<u>392,800</u>	<u>412,100</u>	
89	<u>248,000</u>	<u>294,400</u>	<u>341,700</u>	<u>380,400</u>	<u>393,000</u>	<u>412,300</u>	
90	<u>248,500</u>	<u>294,800</u>	<u>342,100</u>	<u>380,900</u>	<u>393,300</u>	<u>412,600</u>	
91	<u>248,800</u>	<u>295,100</u>	<u>342,600</u>	<u>381,300</u>	<u>393,600</u>	<u>412,900</u>	
92	<u>249,100</u>	<u>295,500</u>	<u>343,000</u>	<u>381,700</u>	<u>393,800</u>	<u>413,100</u>	
93	<u>249,400</u>	<u>295,700</u>	<u>343,200</u>	<u>382,000</u>	<u>394,000</u>	<u>413,300</u>	
94		<u>295,900</u>	<u>343,600</u>	<u>382,400</u>	<u>394,300</u>		
95		<u>296,200</u>	<u>344,100</u>	<u>382,800</u>	<u>394,600</u>		
96		<u>296,600</u>	<u>344,500</u>	<u>383,200</u>	<u>394,800</u>		
97		<u>296,800</u>	<u>344,700</u>	<u>383,500</u>	<u>395,000</u>		
98		<u>297,100</u>	<u>345,100</u>	<u>383,900</u>	<u>395,300</u>		
99		<u>297,500</u>	<u>345,500</u>	<u>384,300</u>	<u>395,600</u>		

80	<u>241,200</u>	<u>290,700</u>	<u>336,900</u>	<u>375,400</u>	<u>389,800</u>	<u>409,000</u>	
81	<u>241,700</u>	<u>290,900</u>	<u>337,300</u>	<u>375,900</u>	<u>390,000</u>	<u>409,200</u>	
82	<u>242,300</u>	<u>291,100</u>	<u>337,800</u>	<u>376,500</u>	<u>390,300</u>	<u>409,500</u>	
83	<u>242,900</u>	<u>291,500</u>	<u>338,300</u>	<u>377,000</u>	<u>390,600</u>	<u>409,800</u>	
84	<u>243,400</u>	<u>291,800</u>	<u>338,800</u>	<u>377,300</u>	<u>390,800</u>	<u>410,000</u>	
85	<u>243,900</u>	<u>292,100</u>	<u>339,100</u>	<u>377,700</u>	<u>391,000</u>	<u>410,200</u>	
86	<u>244,500</u>	<u>292,400</u>	<u>339,500</u>	<u>378,200</u>	<u>391,300</u>	<u>410,500</u>	
87	<u>245,100</u>	<u>292,700</u>	<u>340,000</u>	<u>378,600</u>	<u>391,600</u>	<u>410,800</u>	
88	<u>245,600</u>	<u>293,100</u>	<u>340,400</u>	<u>379,000</u>	<u>391,800</u>	<u>411,000</u>	
89	<u>246,100</u>	<u>293,400</u>	<u>340,700</u>	<u>379,400</u>	<u>392,000</u>	<u>411,200</u>	
90	<u>246,600</u>	<u>293,800</u>	<u>341,100</u>	<u>379,900</u>	<u>392,300</u>	<u>411,500</u>	
91	<u>246,900</u>	<u>294,100</u>	<u>341,600</u>	<u>380,300</u>	<u>392,600</u>	<u>411,800</u>	
92	<u>247,300</u>	<u>294,500</u>	<u>342,000</u>	<u>380,700</u>	<u>392,800</u>	<u>412,000</u>	
93	<u>247,600</u>	<u>294,700</u>	<u>342,200</u>	<u>381,000</u>	<u>393,000</u>	<u>412,200</u>	
94		<u>294,900</u>	<u>342,600</u>	<u>381,400</u>	<u>393,300</u>		
95		<u>295,200</u>	<u>343,100</u>	<u>381,800</u>	<u>393,600</u>		
96		<u>295,600</u>	<u>343,500</u>	<u>382,200</u>	<u>393,800</u>		
97		<u>295,800</u>	<u>343,700</u>	<u>382,500</u>	<u>394,000</u>		
98		<u>296,100</u>	<u>344,100</u>	<u>382,900</u>	<u>394,300</u>		
99		<u>296,500</u>	<u>344,500</u>	<u>383,300</u>	<u>394,600</u>		

100		<u>297,900</u>	<u>345,800</u>	<u>384,600</u>	<u>395,800</u>		
101		<u>298,100</u>	<u>346,100</u>	<u>384,900</u>	<u>396,000</u>		
102		<u>298,400</u>	<u>346,500</u>	<u>385,300</u>	<u>396,300</u>		
103		<u>298,800</u>	<u>346,900</u>	<u>385,600</u>	<u>396,600</u>		
104		<u>299,100</u>	<u>347,300</u>	<u>385,900</u>	<u>396,800</u>		
105		<u>299,300</u>	<u>347,800</u>	<u>386,200</u>	<u>397,000</u>		
106		<u>299,600</u>	<u>348,200</u>	<u>386,500</u>			
107		<u>300,000</u>	<u>348,600</u>	<u>386,800</u>			
108		<u>300,300</u>	<u>349,000</u>	<u>387,100</u>			
109		<u>300,500</u>	<u>349,500</u>	<u>387,400</u>			
110		<u>300,900</u>	<u>349,900</u>				
111		<u>301,300</u>	<u>350,200</u>				
112		<u>301,600</u>	<u>350,500</u>				
113		<u>301,800</u>	<u>351,000</u>				
114		<u>302,000</u>					
115		<u>302,300</u>					
116		<u>302,700</u>					
117		<u>302,900</u>					
118		<u>303,100</u>					
119		<u>303,400</u>					

100		<u>296,900</u>	<u>344,800</u>	<u>383,600</u>	<u>394,800</u>		
101		<u>297,100</u>	<u>345,100</u>	<u>383,900</u>	<u>395,000</u>		
102		<u>297,400</u>	<u>345,500</u>	<u>384,300</u>	<u>395,300</u>		
103		<u>297,800</u>	<u>345,900</u>	<u>384,600</u>	<u>395,600</u>		
104		<u>298,100</u>	<u>346,300</u>	<u>384,900</u>	<u>395,800</u>		
105		<u>298,300</u>	<u>346,800</u>	<u>385,200</u>	<u>396,000</u>		
106		<u>298,600</u>	<u>347,200</u>	<u>385,500</u>			
107		<u>299,000</u>	<u>347,600</u>	<u>385,800</u>			
108		<u>299,300</u>	<u>348,000</u>	<u>386,100</u>			
109		<u>299,500</u>	<u>348,500</u>	<u>386,400</u>			
110		<u>299,900</u>	<u>348,900</u>				
111		<u>300,300</u>	<u>349,200</u>				
112		<u>300,600</u>	<u>349,500</u>				
113		<u>300,800</u>	<u>350,000</u>				
114		<u>301,000</u>					
115		<u>301,300</u>					
116		<u>301,700</u>					
117		<u>301,900</u>					
118		<u>302,100</u>					
119		<u>302,400</u>					

120		<u>303,700</u>						
121		<u>304,100</u>						
122		<u>304,300</u>						
123		<u>304,600</u>						
124		<u>304,900</u>						
125		<u>305,200</u>						
定年前 再任用 短時間 勤務職 員	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給料 月額	基準給料 月額	
	円	円	円	円	円	円	円	円
	<u>188,700</u>	<u>216,200</u>	<u>256,200</u>	<u>275,600</u>	<u>290,700</u>	<u>316,200</u>	<u>358,000</u>	

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない職員に適用する。

120		<u>302,700</u>						
121		<u>303,100</u>						
122		<u>303,300</u>						
123		<u>303,600</u>						
124		<u>303,900</u>						
125		<u>304,200</u>						
定年前 再任用 短時間 勤務職 員	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給料 月額	基準給料 月額	
	円	円	円	円	円	円	円	円
	<u>187,700</u>	<u>215,200</u>	<u>255,200</u>	<u>274,600</u>	<u>289,700</u>	<u>315,100</u>	<u>356,800</u>	

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない職員に適用する。

第2条 飯塚市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第26条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の122.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第26条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p>

- (1) 6箇月 100分の100
- (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80
- (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60
- (4) 3箇月未満 100分の30

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の68.75」とする。

4～6 (略)

(勤勉手当)

第29条 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

- (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員
当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の102.5

- (1) 6箇月 100分の100
- (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80
- (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60
- (4) 3箇月未満 100分の30

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の70」とする。

4～6 (略)

(勤勉手当)

第29条 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

- (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員
当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の105を

<p>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当の基礎額に<u>100分の48.75</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 (略)</p>	<p>乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当の基礎額に<u>100分の50</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 (略)</p>
--	--

(飯塚市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正)

第3条 飯塚市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例(平成18年飯塚市条例第38号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、議員報酬の月額及びその額に100分の25を乗じて得た額の合計額に、飯塚市職員の給与に関する条例(平成18年飯塚市条例第45号)第26条第2項に規定する一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額に、その者の在職期間に応じて、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を支給する。ただし、6月に支給する場合においては、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「100分の140」と、12月に支給する場合においては、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「100分の155」とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、議員報酬の月額及びその額に100分の25を乗じて得た額の合計額に、飯塚市職員の給与に関する条例(平成18年飯塚市条例第45号)第26条第2項に規定する一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額に、その者の在職期間に応じて、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を支給する。ただし、6月に支給する場合においては、同項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「100分の140」と、12月に支給する場合においては、同項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「100分の155」とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>

第4条 飯塚市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、議員報酬の月額及びその額に100分の25を乗じて得た額の合計額に、飯塚市職員の給与に関する条例(平成18年飯塚市条例第45号)第26条第2項に規定する一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額に、その者の在職期間に応じて、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を支給する。ただし、6月に支給する場合においては、同項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「100分の140」と、12月に支給する場合においては、同項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「100分の155」とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、議員報酬の月額及びその額に100分の25を乗じて得た額の合計額に、飯塚市職員の給与に関する条例(平成18年飯塚市条例第45号)第26条第2項に規定する一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額に、その者の在職期間に応じて、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を支給する。ただし、6月に支給する場合においては、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「100分の140」と、12月に支給する場合においては、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「100分の155」とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>

(飯塚市特別職の職員で常勤のものゝ給与に関する条例の一部改正)

第5条 飯塚市特別職の職員で常勤のものゝ給与に関する条例(平成18年飯塚市条例第41号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第7条 特別職の職員ゝの期末手当は、給料月額及び当該給料月額に1</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第7条 特別職の職員ゝの期末手当は、給料月額及び当該給料月額に1</p>

<p>00分の25を乗じて得た額の合計額に、飯塚市職員の給与に関する条例(平成18年飯塚市条例第45号。以下「給与条例」という。)第26条第2項に規定する一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額を支給する。ただし、6月に支給する場合においては、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「100分の140」と、12月に支給する場合においては、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「100分の155」とする</p> <p>2 (略)</p>	<p>00分の25を乗じて得た額の合計額に、飯塚市職員の給与に関する条例(平成18年飯塚市条例第45号。以下「給与条例」という。)第26条第2項に規定する一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額を支給する。ただし、6月に支給する場合においては、同項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「100分の140」と、12月に支給する場合においては、同項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「100分の155」とする。</p> <p>2 (略)</p>
---	--

第6条 飯塚市特別職の職員で常勤のものゝ給与に関する条例の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第7条 特別職の職員の期末手当は、給料月額及び当該給料月額に100分の25を乗じて得た額の合計額に、飯塚市職員の給与に関する条例(平成18年飯塚市条例第45号。以下「給与条例」という。)第26条第2項に規定する一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額を支給する。ただし、6月に支給する場合においては、同項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「100分の140」と、12月に支給する場合においては、同項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「100分の155」とする</p> <p>2 (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第7条 特別職の職員の期末手当は、給料月額及び当該給料月額に100分の25を乗じて得た額の合計額に、飯塚市職員の給与に関する条例(平成18年飯塚市条例第45号。以下「給与条例」という。)第26条第2項に規定する一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額を支給する。ただし、6月に支給する場合においては、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「100分の140」と、12月に支給する場合においては、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「100分の155」とする。</p> <p>2 (略)</p>

(飯塚市企業管理者の給与に関する条例の一部改正)

第7条 飯塚市企業管理者の給与に関する条例(平成18年飯塚市条例第43号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第7条 企業管理者の期末手当は、給料月額及び当該給料月額に100分の25を乗じて得た額の合計額に、飯塚市職員の給与に関する条例(平成18年飯塚市条例第45号。以下「給与条例」という。)</p> <p>第26条第2項に規定する一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額を支給する。ただし、6月に支給する場合においては、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「100分の140」と、12月に支給する場合においては、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「100分の155」とする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第7条 企業管理者の期末手当は、給料月額及び当該給料月額に100分の25を乗じて得た額の合計額に、飯塚市職員の給与に関する条例(平成18年飯塚市条例第45号。以下「給与条例」という。)</p> <p>第26条第2項に規定する一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額を支給する。ただし、6月に支給する場合においては、同項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「100分の140」と、12月に支給する場合においては、同項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「100分の155」とする。</p> <p>2 (略)</p>

第8条 飯塚市企業管理者の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第7条 企業管理者の期末手当は、給料月額及び当該給料月額に100分の25を乗じて得た額の合計額に、飯塚市職員の給与に関する条例(平成18年飯塚市条例第45号。以下「給与条例」という。)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第7条 企業管理者の期末手当は、給料月額及び当該給料月額に100分の25を乗じて得た額の合計額に、飯塚市職員の給与に関する条例(平成18年飯塚市条例第45号。以下「給与条例」という。)</p>

第26条第2項に規定する一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額を支給する。ただし、6月に支給する場合においては、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の140」と、12月に支給する場合においては、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の155」とする。

2 (略)

第26条第2項に規定する一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額を支給する。ただし、6月に支給する場合においては、同項中「100分の125」とあるのは「100分の140」と、12月に支給する場合においては、同項中「100分の125」とあるのは「100分の155」とする。

2 (略)

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条、第6条及び第8条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の飯塚市職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、令和5年4月1日から適用する。ただし、改正後の条例第26条及び第29条の規定は、令和5年12月1日から適用する。
- 3 第3条の規定による改正後の飯塚市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の規定は、令和5年12月1日から適用する。
- 4 第5条の規定による改正後の飯塚市特別職の職員で常勤のもの給与に関する条例の規定は、令和5年12月1日から適用する。
- 5 第7条の規定による改正後の飯塚市企業管理者の給与に関する条例の規定は、令和5年12月1日から適用する。

(給与の内払)

- 6 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の飯塚市職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

飯塚市会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例等の
一部を改正する条例

飯塚市会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年12月8日提出

飯塚市長 武 井 政 一

提案理由

本市一般職の職員の給料表の改定を参考に会計年度任用職員の給料表を改定するため、併せて、地方自治法の一部を改正する法律(令和5年法律第19号)が公布されたことに伴い、関係規定を整備するため、本案を提出するものである。

飯塚市会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例

(飯塚市会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部改正)

第1条 飯塚市会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例(令和元年飯塚市条例第21号)の一部を次のように改正する。

改正後					改正前				
別表第1(第5条関係)					別表第1(第5条関係)				
					行政職給料表				
	行政職給料表		技能労務職給料表			行政職給料表		技能労務職給料表	
職務の級	1級	2級	1級	2級	職務の級	1級	2級	1級	2級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円		円	円	円	円
1	162,100	208,000	147,100	200,200	1	150,100	198,500	136,200	187,400
2	163,200	209,700	148,100	201,200	2	151,200	200,300	137,100	188,700
3	164,400	211,400	149,100	202,200	3	152,400	202,100	138,100	190,100
4	165,500	212,900	150,100	203,000	4	153,500	203,900	139,000	191,300
5	166,600	214,400	151,200	203,700	5	154,600	205,400	140,000	192,300
6	167,700	216,200	152,300	205,200	6	155,700	207,200	141,000	193,800
7	168,800	217,900	153,400	206,500	7	156,800	209,000	142,000	195,200
8	169,900	219,600	154,400	207,600	8	157,900	210,800	143,000	196,500
9	170,900	221,100	155,300	208,900	9	158,900	212,400	143,800	197,900
10	172,300	222,600	156,400	209,600	10	160,300	214,200	144,800	198,900
11	173,600	224,100	157,500	210,400	11	161,600	216,000	145,800	200,200

12	<u>174,900</u>	<u>225,600</u>	<u>158,600</u>	<u>211,100</u>
13	<u>176,100</u>	<u>226,800</u>	<u>159,500</u>	<u>212,200</u>
14	<u>177,600</u>	<u>228,200</u>	<u>160,600</u>	<u>213,100</u>
15	<u>179,100</u>	<u>229,600</u>	<u>161,800</u>	<u>214,000</u>
16	<u>180,700</u>	<u>231,000</u>	<u>162,900</u>	<u>214,800</u>
17	<u>181,800</u>	<u>232,400</u>	<u>164,000</u>	<u>215,700</u>
18	<u>183,200</u>	<u>234,000</u>	<u>165,400</u>	<u>216,700</u>
19	<u>184,600</u>	<u>235,500</u>	<u>166,700</u>	<u>217,600</u>
20	<u>186,000</u>	<u>236,900</u>	<u>167,900</u>	<u>218,500</u>
21	<u>187,300</u>	<u>238,100</u>	<u>169,000</u>	<u>219,200</u>
22	<u>189,600</u>	<u>239,700</u>	<u>170,200</u>	<u>220,000</u>
23	<u>191,800</u>	<u>241,200</u>	<u>171,400</u>	<u>220,800</u>
24	<u>194,000</u>	<u>242,600</u>	<u>172,600</u>	<u>221,400</u>
25	<u>196,200</u>	<u>243,600</u>	<u>173,700</u>	<u>222,100</u>
26	<u>197,900</u>	<u>245,100</u>	<u>175,200</u>	<u>222,600</u>
27	<u>199,400</u>	<u>246,400</u>	<u>176,700</u>	<u>223,000</u>
28	<u>200,900</u>	<u>247,600</u>	<u>178,200</u>	<u>223,500</u>
29	<u>202,400</u>	<u>248,700</u>	<u>179,600</u>	<u>224,100</u>
30	<u>203,800</u>	<u>249,700</u>	<u>181,000</u>	<u>225,100</u>
31	<u>205,200</u>	<u>250,600</u>	<u>182,500</u>	<u>226,000</u>

12	<u>162,900</u>	<u>217,800</u>	<u>146,900</u>	<u>201,200</u>
13	<u>164,100</u>	<u>219,200</u>	<u>147,700</u>	<u>202,400</u>
14	<u>165,600</u>	<u>221,000</u>	<u>148,700</u>	<u>203,500</u>
15	<u>167,100</u>	<u>222,700</u>	<u>149,800</u>	<u>204,600</u>
16	<u>168,700</u>	<u>224,500</u>	<u>150,800</u>	<u>205,700</u>
17	<u>169,800</u>	<u>226,100</u>	<u>151,900</u>	<u>206,600</u>
18	<u>171,200</u>	<u>227,800</u>	<u>153,300</u>	<u>207,700</u>
19	<u>172,600</u>	<u>229,400</u>	<u>154,500</u>	<u>208,700</u>
20	<u>174,000</u>	<u>230,900</u>	<u>155,700</u>	<u>209,700</u>
21	<u>175,300</u>	<u>232,200</u>	<u>156,800</u>	<u>210,600</u>
22	<u>177,800</u>	<u>233,800</u>	<u>158,000</u>	<u>211,700</u>
23	<u>180,300</u>	<u>235,400</u>	<u>159,200</u>	<u>212,800</u>
24	<u>182,800</u>	<u>236,900</u>	<u>160,400</u>	<u>213,700</u>
25	<u>185,200</u>	<u>237,900</u>	<u>161,500</u>	<u>214,600</u>
26	<u>186,900</u>	<u>239,400</u>	<u>163,000</u>	<u>215,500</u>
27	<u>188,500</u>	<u>240,700</u>	<u>164,500</u>	<u>216,200</u>
28	<u>190,200</u>	<u>241,900</u>	<u>166,000</u>	<u>217,100</u>
29	<u>191,700</u>	<u>243,100</u>	<u>167,400</u>	<u>217,900</u>
30	<u>193,400</u>	<u>244,100</u>	<u>168,800</u>	<u>219,100</u>
31	<u>195,200</u>	<u>245,100</u>	<u>170,300</u>	<u>220,100</u>

32	<u>206,600</u>	<u>251,500</u>	<u>184,000</u>	<u>226,600</u>
33	<u>208,000</u>	<u>252,400</u>	<u>185,400</u>	<u>227,100</u>
34	<u>209,300</u>	<u>253,300</u>	<u>187,100</u>	<u>228,100</u>
35	<u>210,600</u>	<u>254,100</u>	<u>188,800</u>	<u>229,100</u>
36	<u>211,900</u>	<u>254,900</u>	<u>190,500</u>	<u>230,100</u>
37	<u>213,200</u>	<u>255,600</u>	<u>192,200</u>	<u>230,600</u>
38	<u>214,400</u>	<u>256,700</u>	<u>193,300</u>	<u>231,700</u>
39	<u>215,600</u>	<u>257,900</u>	<u>194,700</u>	<u>232,800</u>
40	<u>216,700</u>	<u>259,000</u>	<u>195,800</u>	<u>233,800</u>
41	<u>217,800</u>	<u>260,200</u>	<u>196,800</u>	<u>234,500</u>
42	<u>218,900</u>	<u>261,400</u>	<u>198,200</u>	<u>235,500</u>
43	<u>219,900</u>	<u>262,500</u>	<u>199,400</u>	<u>236,400</u>
44	<u>220,900</u>	<u>263,600</u>	<u>200,600</u>	<u>237,200</u>
45	<u>221,800</u>	<u>264,700</u>	<u>202,100</u>	<u>238,000</u>
46	<u>222,700</u>	<u>265,800</u>	<u>203,100</u>	<u>238,800</u>
47	<u>223,600</u>	<u>266,900</u>	<u>204,000</u>	<u>239,500</u>
48	<u>224,500</u>	<u>267,900</u>	<u>205,100</u>	<u>240,100</u>
49	<u>225,400</u>	<u>268,900</u>	<u>206,200</u>	<u>240,700</u>
50	<u>226,300</u>	<u>269,900</u>	<u>207,200</u>	<u>241,600</u>
51	<u>227,200</u>	<u>270,900</u>	<u>208,100</u>	<u>242,500</u>

32	<u>196,900</u>	<u>246,100</u>	<u>171,800</u>	<u>220,900</u>
33	<u>198,500</u>	<u>247,200</u>	<u>173,100</u>	<u>221,500</u>
34	<u>199,900</u>	<u>248,100</u>	<u>174,800</u>	<u>222,500</u>
35	<u>201,400</u>	<u>249,000</u>	<u>176,500</u>	<u>223,600</u>
36	<u>202,900</u>	<u>250,000</u>	<u>178,200</u>	<u>224,700</u>
37	<u>204,200</u>	<u>250,900</u>	<u>179,900</u>	<u>225,200</u>
38	<u>205,500</u>	<u>252,200</u>	<u>181,300</u>	<u>226,300</u>
39	<u>206,700</u>	<u>253,400</u>	<u>183,000</u>	<u>227,400</u>
40	<u>208,000</u>	<u>254,700</u>	<u>184,500</u>	<u>228,400</u>
41	<u>209,300</u>	<u>256,000</u>	<u>185,800</u>	<u>229,200</u>
42	<u>210,600</u>	<u>257,400</u>	<u>187,200</u>	<u>230,200</u>
43	<u>211,900</u>	<u>258,600</u>	<u>188,500</u>	<u>231,200</u>
44	<u>213,200</u>	<u>259,800</u>	<u>189,900</u>	<u>232,100</u>
45	<u>214,300</u>	<u>260,900</u>	<u>191,400</u>	<u>233,000</u>
46	<u>215,600</u>	<u>262,100</u>	<u>192,700</u>	<u>233,900</u>
47	<u>216,900</u>	<u>263,400</u>	<u>194,100</u>	<u>234,700</u>
48	<u>218,200</u>	<u>264,500</u>	<u>195,500</u>	<u>235,400</u>
49	<u>219,200</u>	<u>265,600</u>	<u>196,800</u>	<u>236,300</u>
50	<u>220,300</u>	<u>266,600</u>	<u>197,900</u>	<u>237,300</u>
51	<u>221,300</u>	<u>267,800</u>	<u>199,000</u>	<u>238,300</u>

52	<u>228,100</u>	<u>271,800</u>	<u>209,100</u>	<u>243,300</u>
53	<u>228,900</u>	<u>272,700</u>	<u>210,200</u>	<u>244,200</u>
54	<u>229,800</u>	<u>273,600</u>	<u>211,200</u>	<u>245,100</u>
55	<u>230,700</u>	<u>274,500</u>	<u>212,100</u>	<u>245,700</u>
56	<u>231,500</u>	<u>275,400</u>	<u>213,000</u>	<u>246,400</u>
57	<u>231,800</u>	<u>276,300</u>	<u>213,900</u>	<u>247,200</u>
58	<u>232,600</u>	<u>277,200</u>	<u>214,500</u>	<u>247,900</u>
59	<u>233,300</u>	<u>278,100</u>	<u>215,200</u>	<u>248,600</u>
60	<u>233,900</u>	<u>279,000</u>	<u>216,000</u>	<u>249,200</u>
61	<u>234,500</u>	<u>280,000</u>	<u>216,800</u>	<u>249,800</u>
62	<u>235,200</u>	<u>281,000</u>	<u>217,300</u>	<u>250,600</u>
63	<u>235,800</u>	<u>281,900</u>	<u>217,800</u>	<u>251,400</u>
64	<u>236,300</u>	<u>282,800</u>	<u>218,300</u>	<u>252,000</u>
65	<u>236,800</u>	<u>283,300</u>	<u>218,800</u>	<u>252,600</u>
66	<u>237,300</u>	<u>284,000</u>	<u>219,400</u>	<u>253,100</u>
67	<u>237,800</u>	<u>284,700</u>	<u>220,000</u>	<u>253,500</u>
68	<u>238,400</u>	<u>285,600</u>	<u>220,500</u>	<u>253,900</u>
69	<u>238,900</u>	<u>286,600</u>	<u>220,800</u>	<u>254,600</u>
70	<u>239,400</u>	<u>287,400</u>	<u>221,100</u>	<u>255,100</u>
71	<u>239,900</u>	<u>288,200</u>	<u>221,400</u>	<u>255,500</u>

52	<u>222,300</u>	<u>268,900</u>	<u>200,200</u>	<u>239,300</u>
53	<u>223,300</u>	<u>269,900</u>	<u>201,300</u>	<u>240,300</u>
54	<u>224,200</u>	<u>270,900</u>	<u>202,400</u>	<u>241,300</u>
55	<u>225,100</u>	<u>272,000</u>	<u>203,300</u>	<u>242,000</u>
56	<u>226,000</u>	<u>273,100</u>	<u>204,400</u>	<u>242,700</u>
57	<u>226,300</u>	<u>274,000</u>	<u>205,500</u>	<u>243,500</u>
58	<u>227,100</u>	<u>275,000</u>	<u>206,400</u>	<u>244,400</u>
59	<u>227,800</u>	<u>275,900</u>	<u>207,400</u>	<u>245,300</u>
60	<u>228,500</u>	<u>277,000</u>	<u>208,400</u>	<u>246,000</u>
61	<u>229,200</u>	<u>278,100</u>	<u>209,500</u>	<u>246,800</u>
62	<u>230,000</u>	<u>279,100</u>	<u>210,400</u>	<u>247,600</u>
63	<u>230,700</u>	<u>280,000</u>	<u>211,300</u>	<u>248,500</u>
64	<u>231,300</u>	<u>281,000</u>	<u>212,200</u>	<u>249,200</u>
65	<u>231,900</u>	<u>281,500</u>	<u>212,800</u>	<u>250,000</u>
66	<u>232,500</u>	<u>282,400</u>	<u>213,600</u>	<u>250,600</u>
67	<u>233,100</u>	<u>283,100</u>	<u>214,300</u>	<u>251,300</u>
68	<u>233,800</u>	<u>284,000</u>	<u>215,000</u>	<u>251,800</u>
69	<u>234,500</u>	<u>285,000</u>	<u>215,400</u>	<u>252,500</u>
70	<u>235,100</u>	<u>285,800</u>	<u>215,800</u>	<u>253,100</u>
71	<u>235,600</u>	<u>286,600</u>	<u>216,100</u>	<u>253,500</u>

72	<u>240,400</u>	<u>289,000</u>	<u>221,700</u>	<u>255,800</u>
73	<u>240,900</u>	<u>289,700</u>	<u>221,900</u>	<u>256,000</u>
74	<u>241,400</u>	<u>290,200</u>	<u>222,300</u>	<u>256,300</u>
75	<u>241,800</u>	<u>290,600</u>	<u>222,600</u>	<u>256,700</u>
76	<u>242,300</u>	<u>291,000</u>	<u>223,000</u>	<u>257,100</u>
77	<u>242,800</u>	<u>291,200</u>	<u>223,200</u>	<u>257,400</u>
78	<u>243,300</u>	<u>291,500</u>	<u>223,700</u>	<u>257,800</u>
79	<u>243,800</u>	<u>291,700</u>	<u>224,000</u>	<u>258,200</u>
80	<u>244,300</u>	<u>292,000</u>	<u>224,300</u>	<u>258,600</u>
81	<u>244,700</u>	<u>292,200</u>	<u>224,600</u>	<u>258,900</u>
82	<u>245,200</u>	<u>292,400</u>	<u>224,900</u>	<u>259,200</u>
83	<u>245,600</u>	<u>292,700</u>	<u>225,200</u>	<u>259,500</u>
84	<u>246,000</u>	<u>292,900</u>	<u>225,500</u>	<u>259,700</u>
85	<u>246,400</u>	<u>293,200</u>	<u>225,800</u>	<u>259,900</u>
86	<u>246,800</u>	<u>293,500</u>	<u>226,100</u>	<u>260,100</u>
87	<u>247,200</u>	<u>293,800</u>	<u>226,400</u>	<u>260,400</u>
88	<u>247,600</u>	<u>294,100</u>	<u>226,700</u>	<u>260,700</u>
89	<u>248,000</u>	<u>294,400</u>	<u>227,000</u>	<u>260,900</u>
90	<u>248,500</u>	<u>294,800</u>	<u>227,400</u>	<u>261,100</u>
91	<u>248,800</u>	<u>295,100</u>	<u>227,700</u>	<u>261,400</u>

72	<u>236,300</u>	<u>287,400</u>	<u>216,400</u>	<u>253,900</u>
73	<u>237,000</u>	<u>288,200</u>	<u>216,600</u>	<u>254,100</u>
74	<u>237,600</u>	<u>288,700</u>	<u>217,000</u>	<u>254,500</u>
75	<u>238,200</u>	<u>289,100</u>	<u>217,400</u>	<u>255,000</u>
76	<u>238,700</u>	<u>289,600</u>	<u>218,000</u>	<u>255,500</u>
77	<u>239,300</u>	<u>289,800</u>	<u>218,200</u>	<u>255,800</u>
78	<u>240,000</u>	<u>290,100</u>	<u>218,700</u>	<u>256,200</u>
79	<u>240,700</u>	<u>290,300</u>	<u>219,100</u>	<u>256,700</u>
80	<u>241,200</u>	<u>290,700</u>	<u>219,500</u>	<u>257,200</u>
81	<u>241,700</u>	<u>290,900</u>	<u>220,000</u>	<u>257,500</u>
82	<u>242,300</u>	<u>291,100</u>	<u>220,300</u>	<u>257,800</u>
83	<u>242,900</u>	<u>291,500</u>	<u>220,600</u>	<u>258,100</u>
84	<u>243,400</u>	<u>291,800</u>	<u>221,000</u>	<u>258,400</u>
85	<u>243,900</u>	<u>292,100</u>	<u>221,500</u>	<u>258,600</u>
86	<u>244,500</u>	<u>292,400</u>	<u>221,900</u>	<u>258,800</u>
87	<u>245,100</u>	<u>292,700</u>	<u>222,300</u>	<u>259,100</u>
88	<u>245,600</u>	<u>293,100</u>	<u>223,000</u>	<u>259,400</u>
89	<u>246,100</u>	<u>293,400</u>	<u>223,400</u>	<u>259,600</u>
90	<u>246,600</u>	<u>293,800</u>	<u>223,900</u>	<u>259,800</u>
91	<u>246,900</u>	<u>294,100</u>	<u>224,400</u>	<u>260,200</u>

92	<u>249,100</u>	<u>295,500</u>	<u>228,000</u>	<u>261,600</u>
93	<u>249,400</u>	<u>295,700</u>	<u>228,200</u>	<u>261,900</u>
94		<u>295,900</u>	<u>228,500</u>	<u>262,200</u>
95		<u>296,200</u>	<u>228,800</u>	<u>262,500</u>
96		<u>296,600</u>	<u>229,100</u>	<u>262,700</u>
97		<u>296,800</u>	<u>229,300</u>	<u>262,900</u>
98		<u>297,100</u>	<u>229,600</u>	<u>263,200</u>
99		<u>297,500</u>	<u>229,800</u>	<u>263,400</u>
100		<u>297,900</u>	<u>230,100</u>	<u>263,700</u>
101		<u>298,100</u>	<u>230,400</u>	<u>264,000</u>
102		<u>298,400</u>	<u>230,600</u>	<u>264,200</u>
103		<u>298,800</u>	<u>230,900</u>	<u>264,500</u>
104		<u>299,100</u>	<u>231,200</u>	<u>264,800</u>
105		<u>299,300</u>	<u>231,500</u>	<u>265,000</u>
106		<u>299,600</u>	<u>232,000</u>	<u>265,200</u>
107		<u>300,000</u>	<u>232,300</u>	<u>265,500</u>
108		<u>300,300</u>	<u>232,600</u>	<u>265,700</u>
109		<u>300,500</u>	<u>232,800</u>	<u>266,000</u>
110		<u>300,900</u>	<u>233,200</u>	<u>266,300</u>
111		<u>301,300</u>	<u>233,600</u>	<u>266,600</u>

92	<u>247,300</u>	<u>294,500</u>	<u>224,800</u>	<u>260,400</u>
93	<u>247,600</u>	<u>294,700</u>	<u>225,100</u>	<u>260,700</u>
94		<u>294,900</u>	<u>225,500</u>	<u>261,100</u>
95		<u>295,200</u>	<u>225,900</u>	<u>261,400</u>
96		<u>295,600</u>	<u>226,200</u>	<u>261,700</u>
97		<u>295,800</u>	<u>226,500</u>	<u>261,900</u>
98		<u>296,100</u>	<u>226,900</u>	<u>262,200</u>
99		<u>296,500</u>	<u>227,300</u>	<u>262,400</u>
100		<u>296,900</u>	<u>227,700</u>	<u>262,700</u>
101		<u>297,100</u>	<u>228,100</u>	<u>263,000</u>
102		<u>297,400</u>	<u>228,500</u>	<u>263,200</u>
103		<u>297,800</u>	<u>228,900</u>	<u>263,500</u>
104		<u>298,100</u>	<u>229,300</u>	<u>263,800</u>
105		<u>298,300</u>	<u>229,700</u>	<u>264,000</u>
106		<u>298,600</u>	<u>230,200</u>	<u>264,200</u>
107		<u>299,000</u>	<u>230,500</u>	<u>264,500</u>
108		<u>299,300</u>	<u>230,900</u>	<u>264,700</u>
109		<u>299,500</u>	<u>231,100</u>	<u>265,000</u>
110		<u>299,900</u>	<u>231,500</u>	<u>265,300</u>
111		<u>300,300</u>	<u>232,000</u>	<u>265,600</u>

112		<u>301,600</u>	<u>233,900</u>	<u>266,800</u>
113		<u>301,800</u>	<u>234,100</u>	<u>267,000</u>
114		<u>302,000</u>	<u>234,600</u>	<u>267,300</u>
115		<u>302,300</u>	<u>235,100</u>	<u>267,500</u>
116		<u>302,700</u>	<u>235,600</u>	<u>267,700</u>
117		<u>302,900</u>	<u>235,900</u>	<u>268,000</u>
118		<u>303,100</u>	<u>236,300</u>	<u>268,300</u>
119		<u>303,400</u>	<u>236,700</u>	<u>268,600</u>
120		<u>303,700</u>	<u>237,000</u>	<u>268,900</u>
121		<u>304,100</u>	<u>237,400</u>	<u>269,100</u>
122		<u>304,300</u>		<u>269,300</u>
123		<u>304,600</u>		<u>269,600</u>
124		<u>304,900</u>		<u>269,900</u>
125		<u>305,200</u>		<u>270,100</u>
126				<u>270,300</u>
127				<u>270,600</u>
128				<u>270,900</u>
129				<u>271,100</u>
130				<u>271,300</u>
131				<u>271,600</u>

112		<u>300,600</u>	<u>232,400</u>	<u>265,800</u>
113		<u>300,800</u>	<u>232,600</u>	<u>266,000</u>
114		<u>301,000</u>	<u>233,100</u>	<u>266,300</u>
115		<u>301,300</u>	<u>233,600</u>	<u>266,500</u>
116		<u>301,700</u>	<u>234,100</u>	<u>266,700</u>
117		<u>301,900</u>	<u>234,400</u>	<u>267,000</u>
118		<u>302,100</u>	<u>234,800</u>	<u>267,300</u>
119		<u>302,400</u>	<u>235,200</u>	<u>267,600</u>
120		<u>302,700</u>	<u>235,600</u>	<u>267,900</u>
121		<u>303,100</u>	<u>236,000</u>	<u>268,100</u>
122		<u>303,300</u>		<u>268,300</u>
123		<u>303,600</u>		<u>268,600</u>
124		<u>303,900</u>		<u>268,900</u>
125		<u>304,200</u>		<u>269,100</u>
126				<u>269,300</u>
127				<u>269,600</u>
128				<u>269,900</u>
129				<u>270,100</u>
130				<u>270,300</u>
131				<u>270,600</u>

132				271,900
133				272,100
134				272,300
135				272,600
136				272,900
137				273,100

132				270,900
133				271,100
134				271,300
135				271,600
136				271,900
137				272,100

第2条 飯塚市会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(給与の種類)</p> <p>第3条 この条例による給与は、パートタイム会計年度任用職員にあっては報酬、<u>期末手当及び勤勉手当</u>とし、フルタイム会計年度任用職員にあっては給料並びに通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、宿日直手当、夜間勤務手当、<u>期末手当及び勤勉手当</u>とする。</p> <p>(給与の支給方法等)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 フルタイム会計年度任用職員の給与に関する次に掲げる事項については、一般職の職員の例による。</p>	<p>(給与の種類)</p> <p>第3条 この条例による給与は、パートタイム会計年度任用職員にあっては報酬<u>及び期末手当</u>とし、フルタイム会計年度任用職員にあっては給料並びに通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、宿日直手当、夜間勤務手当<u>及び期末手当</u>とする。</p> <p>(給与の支給方法等)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 フルタイム会計年度任用職員の給与に関する次に掲げる事項については、一般職の職員の例による。</p>

(1) (略)

(2) 通勤手当、期末手当及び勤勉手当を除く各種手当の支給に関する事項

(3)～(5) (略)

(期末手当)

第12条 次の各号のいずれにも該当する会計年度任用職員には、職員給与条例第26条第1項の規定を準用する。この場合において、同項中「職員」とあるのは「会計年度任用職員」と読み替えるものとする。

(1) 基準日(6月1日及び12月1日をいう。以下この条において同じ。)現在で直前の基準日の翌日以降の任期の合計が6月以上である者

(2) (略)

2～5 (略)

(勤勉手当)

第12条の2 次の各号のいずれにも該当する会計年度任用職員には、職員給与条例第29条第1項の規定を準用する。この場合において、同項中「職員」とあるのは「会計年度任用職員」と読み替えるものとする。

(1) 基準日(6月1日及び12月1日をいう。以下この条において同じ。)現在で直前の基準日の翌日以降の任期の合計が6月以上で

(1) (略)

(2) 通勤手当及び期末手当を除く各種手当の支給に関する事項

(3)～(5) (略)

(期末手当)

第12条 次の各号のいずれにも該当する会計年度任用職員には、職員給与条例第26条第1項の規定を準用する。この場合において、同項中「職員」とあるのは「会計年度任用職員」と読み替えるものとする。

(1) 基準日現在で直前の基準日の翌日以降の任期の合計が6月以上である者

(2) (略)

2～5 (略)

ある者

(2) 1週間当たりの勤務時間が15時間30分以上の者

2 会計年度任用職員の勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める支給率及び支給割合を乗じて得た額とする。

3 勤勉手当の支給については、前2項によるほか、職員給与条例第27条及び第28条の規定を準用する。この場合において、同条例第27条中「前条第1項」とあるのは「第29条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日(第29条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。)から」と、「支給日」とあるのは「支給日(同項に規定する規則で定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。)」と、同条例第27条及び第28条中「職員」とあるのは「会計年度任用職員」と読み替えるものとする。

4 パートタイム会計年度任用職員の1週間当たりの勤務時間及び勤勉手当基礎額の算定方法は、規則で定める。

5 フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において当該フルタイム会計年度任用職員が受けるべき給料の月額とする。

(飯塚市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第3条 飯塚市職員の育児休業等に関する条例(平成18年飯塚市条例第32号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)</p> <p>第7条 飯塚市職員の給与に関する条例(平成18年飯塚市条例第45号。以下「給与条例」という。)第26条第1項及び飯塚市会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例(令和元年飯塚市条例第21号。以下「会計年度任用職員給与等条例」という。)第12条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員(地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。)の場合にあっては、当該基準日を含む任期(当該任期の初日前から引き続き当該職として任用しているときは、当該職にある期間を通算する。)が6月以上の会計年度任用職員(会計年度任用職員給与等条例第12条第1項第1号の規定により任期の定めが6月以上とみなされる会計年度任用職員を含む。)をいう。以下この条において同じ。)のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間(規則で定めるこれに相当する期間を含む。)がある職員には、当該基準日に係る期末手当を支給する。</p> <p>2 給与条例第29条第1項及び会計年度任用職員給与等条例第12条の2第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p>	<p>(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)</p> <p>第7条 飯塚市職員の給与に関する条例(平成18年飯塚市条例第45号。以下「給与条例」という。)第26条第1項及び飯塚市会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例(令和元年飯塚市条例第21号。以下「会計年度任用職員給与等条例」という。)第12条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員(地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。)の場合にあっては、当該基準日を含む任期(当該任期の初日前から引き続き当該職として任用しているときは、当該職にある期間を通算する。)が6月以上の会計年度任用職員(会計年度任用職員給与等条例第12条第1項第1号の規定により任期の定めが6月以上とみなされる会計年度任用職員を含む。))のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間(規則で定めるこれに相当する期間を含む。)がある職員には、当該基準日に係る期末手当を支給する。</p> <p>2 給与条例第29条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員(会計年度任用職員を除く。)のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p>

(飯塚市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第4条 飯塚市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成18年飯塚市条例第46号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(適用除外)</p> <p>第21条 第5条及び第7条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。</p> <p>2 第5条から第7条まで及び第17条の規定は、会計年度任用職員には適用しない。</p>	<p>(適用除外)</p> <p>第21条 第5条及び第7条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。</p> <p>2 第5条から第7条まで、<u>第15条及び第17条</u>の規定は、会計年度任用職員には適用しない。</p>

(飯塚市企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第5条 飯塚市企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成18年飯塚市条例第209号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(適用除外)</p> <p>第24条 第5条、第7条及び第17条の規定は、地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員には適用しない。</p> <p>2 第4条から第7条まで、第13条、第20条及び第22条の規定は、会計年度任用職員には適用しない。</p>	<p>(適用除外)</p> <p>第24条 第5条、第7条及び第17条の規定は、地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員には適用しない。</p> <p>2 第4条から第7条まで、第13条、<u>第16条</u>、第20条及び第22条の規定は、会計年度任用職員には適用しない。</p>

附 則

この条例は、令和6年1月1日から施行する。ただし、第2条から第5条までの規定は、令和6年4月1日から施行する。

飯塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

飯塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年12月8日提出

飯塚市長 武 井 政 一

提案理由

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律(令和5年法律第31号)等が公布されたことに伴い、産前産後期間にある被保険者の国民健康保険税の減額について規定するほか、関係規定を整備するため、本案を提出するものである。

飯塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

飯塚市国民健康保険税条例(平成18年飯塚市条例第53号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(保険税の減額)</p> <p>第24条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者(以下「出産被保険者」という。)</u> <u>が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。</u></p> <p>(1) <u>国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額</u> <u>当該出産被保険者につき第4条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日(地方税法施行規則第24条の30の5に定める場合には、出産の日。以下同じ。)の属する月(以下「出産予定月」という。)の前月(多胎妊娠の場合には、3月前)から出産予定月の翌々月までの期間(以下「産前産後期間」という。)のうち当該年度に属する月数</u></p>	<p>(保険税の減額)</p> <p>第24条 (略)</p> <p>2 (略)</p>

を乗じて得た額

- (2) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第6条の規定により算定した被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (3) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第7条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (4) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第8条の規定により算定した被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (5) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第9条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間

のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(6) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第10条の規定により算定した被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(出産被保険者に係る届出)

第25条の3 国民健康保険税の納税義務者は、出産被保険者が世帯に属する場合には、次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の氏名、住所、生年月日及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。)

(2) 出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号

(3) 出産の予定日

(4) 単胎妊娠又は多胎妊娠の別

(5) その他市長が必要と認める事項

2 前項の届書の提出に当たり、当該納税義務者は、次に掲げる書

類を添えなければならない。

(1) 出産の予定日を明らかにすることができる書類

(2) 多胎妊娠の場合には、その旨を明らかにすることができる書類

(3) 出産後に前項に規定する届出を行う場合には、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類

3 第1項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行うことができる。

4 第1項の規定にかかわらず、市長が、当該出産被保険者について同項各号に掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができる場合は、第1項の規定による届出を省略させることができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の飯塚市国民健康保険税条例の規定は、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

飯塚市教育職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

飯塚市教育職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年12月8日提出

飯塚市長 武 井 政 一

提案理由

福岡県公立学校職員の給与に関する条例(昭和32年福岡県条例第51号)の改正により、福岡県公立学校職員(常勤講師)の給与の改定が行われることから、これを参考にして本市教育職員の給与を改定するため、本案を提出するものである。

飯塚市教育職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

飯塚市教育職員の給与等に関する条例(平成21年飯塚市条例第8号)を次のように改正する。

改正後			改正前		
別表(第4条、第14条関係)			別表(第4条、第14条関係)		
(単位：円)			(単位：円)		
号給	給料月額	義務教育等教員特別手当	号給	給料月額	義務教育等教員特別手当
1号給	<u>177,200</u>	(略)	1号給	<u>164,100</u>	(略)
2号給	<u>178,700</u>	(略)	2号給	<u>165,600</u>	(略)
3号給	<u>180,300</u>	(略)	3号給	<u>167,100</u>	(略)
4号給	<u>181,800</u>	(略)	4号給	<u>168,600</u>	(略)
5号給	<u>183,400</u>	(略)	5号給	<u>170,200</u>	(略)
6号給	<u>185,300</u>	(略)	6号給	<u>172,100</u>	(略)
7号給	<u>187,100</u>	(略)	7号給	<u>173,900</u>	(略)
8号給	<u>189,000</u>	(略)	8号給	<u>175,700</u>	(略)
9号給	<u>190,700</u>	(略)	9号給	<u>177,400</u>	(略)
10号給	<u>192,800</u>	(略)	10号給	<u>179,500</u>	(略)
11号給	<u>194,800</u>	(略)	11号給	<u>181,500</u>	(略)
12号給	<u>196,800</u>	(略)	12号給	<u>183,400</u>	(略)
13号給	<u>198,800</u>	(略)	13号給	<u>185,300</u>	(略)
14号給	<u>200,900</u>	(略)	14号給	<u>187,400</u>	(略)

15号給	<u>203,000</u>	(略)
16号給	<u>205,100</u>	(略)
17号給	<u>207,300</u>	(略)
18号給	<u>209,400</u>	(略)
19号給	<u>211,600</u>	(略)
20号給	<u>213,500</u>	(略)
21号給	<u>215,700</u>	(略)
22号給	<u>217,300</u>	(略)
23号給	<u>218,800</u>	(略)
24号給	<u>220,300</u>	(略)
25号給	<u>221,800</u>	(略)
26号給	<u>222,900</u>	(略)
27号給	<u>224,000</u>	(略)
28号給	<u>225,200</u>	(略)
29号給	<u>226,700</u>	(略)
30号給	<u>228,200</u>	(略)
31号給	<u>229,700</u>	(略)
32号給	<u>231,200</u>	(略)
33号給	<u>232,500</u>	(略)
34号給	<u>234,100</u>	(略)

15号給	<u>189,500</u>	(略)
16号給	<u>191,600</u>	(略)
17号給	<u>193,800</u>	(略)
18号給	<u>196,100</u>	(略)
19号給	<u>198,600</u>	(略)
20号給	<u>200,900</u>	(略)
21号給	<u>203,300</u>	(略)
22号給	<u>204,900</u>	(略)
23号給	<u>206,600</u>	(略)
24号給	<u>208,300</u>	(略)
25号給	<u>209,800</u>	(略)
26号給	<u>211,200</u>	(略)
27号給	<u>212,800</u>	(略)
28号給	<u>214,300</u>	(略)
29号給	<u>216,000</u>	(略)
30号給	<u>217,700</u>	(略)
31号給	<u>219,400</u>	(略)
32号給	<u>221,100</u>	(略)
33号給	<u>222,400</u>	(略)
34号給	<u>224,100</u>	(略)

35号給	<u>235,800</u>	(略)
36号給	<u>237,200</u>	(略)
37号給	<u>238,500</u>	(略)
38号給	<u>239,900</u>	(略)
39号給	<u>241,300</u>	(略)
40号給	<u>242,700</u>	(略)
41号給	<u>244,000</u>	(略)
42号給	<u>245,300</u>	(略)
43号給	<u>246,500</u>	(略)
44号給	<u>247,800</u>	(略)
45号給	<u>249,100</u>	(略)
46号給	<u>250,400</u>	(略)
47号給	<u>251,600</u>	(略)
48号給	<u>252,700</u>	(略)
49号給	<u>253,800</u>	(略)
50号給	<u>255,100</u>	(略)
51号給	<u>256,400</u>	(略)
52号給	<u>257,400</u>	(略)
53号給	<u>258,500</u>	(略)
54号給	<u>259,900</u>	(略)

35号給	<u>225,800</u>	(略)
36号給	<u>227,400</u>	(略)
37号給	<u>228,800</u>	(略)
38号給	<u>230,500</u>	(略)
39号給	<u>232,200</u>	(略)
40号給	<u>233,900</u>	(略)
41号給	<u>235,500</u>	(略)
42号給	<u>237,200</u>	(略)
43号給	<u>238,800</u>	(略)
44号給	<u>240,400</u>	(略)
45号給	<u>242,000</u>	(略)
46号給	<u>243,500</u>	(略)
47号給	<u>244,800</u>	(略)
48号給	<u>246,100</u>	(略)
49号給	<u>247,200</u>	(略)
50号給	<u>248,500</u>	(略)
51号給	<u>249,900</u>	(略)
52号給	<u>251,000</u>	(略)
53号給	<u>252,100</u>	(略)
54号給	<u>253,500</u>	(略)

55号給	<u>260,900</u>	(略)
56号給	<u>261,900</u>	(略)
57号給	<u>262,900</u>	(略)
58号給	<u>263,900</u>	(略)
59号給	<u>264,900</u>	(略)
60号給	<u>265,900</u>	(略)
61号給	<u>266,800</u>	(略)
62号給	<u>267,500</u>	(略)
63号給	<u>268,200</u>	(略)
64号給	<u>268,800</u>	(略)
65号給	<u>269,500</u>	(略)
66号給	<u>270,700</u>	(略)
67号給	<u>271,800</u>	(略)
68号給	<u>272,900</u>	(略)
69号給	<u>274,200</u>	(略)
70号給	<u>275,600</u>	(略)
71号給	<u>276,800</u>	(略)
72号給	<u>278,000</u>	(略)
73号給	<u>278,800</u>	(略)

55号給	<u>254,500</u>	(略)
56号給	<u>255,500</u>	(略)
57号給	<u>256,700</u>	(略)
58号給	<u>257,700</u>	(略)
59号給	<u>258,800</u>	(略)
60号給	<u>259,800</u>	(略)
61号給	<u>261,000</u>	(略)
62号給	<u>261,700</u>	(略)
63号給	<u>262,600</u>	(略)
64号給	<u>263,200</u>	(略)
65号給	<u>264,200</u>	(略)
66号給	<u>265,600</u>	(略)
67号給	<u>266,700</u>	(略)
68号給	<u>268,000</u>	(略)
69号給	<u>269,500</u>	(略)
70号給	<u>271,000</u>	(略)
71号給	<u>272,300</u>	(略)
72号給	<u>273,700</u>	(略)
73号給	<u>274,500</u>	(略)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 2 改正後の飯塚市教育職員の給与等に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定を適用する場合には、改正前の飯塚市教育職員の給与等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解(交通事故)

交通事故に係る損害賠償の額(示談内容を含む。)を定めることについて、次のとおり議会の議決を求める。

令和5年12月8日提出

飯塚市長 武井政一

損害賠償の額 701,900円

1 事故発生の日時、場所

令和5年10月11日(水)午前9時00分頃

飯塚市秋松地内 飯塚市秋松710番地4付近

2 相手方

[Redacted]

3 事故の概要

上水道課職員が水道管修繕現場へ向かう途中、三叉路を右折するため左方向の確認を行いながら減速し走行していたところ、前方相手方車両が停止していることに気付くのが遅れ、相手方車両に接触し、相手方車両後部を損傷させたもの。

4 損害の状況

物的損害	相手方	車両後部ドア損傷
	市側	なし

5 示談の内容

- (1) この事故に係る過失割合は、市100%、相手方0%とする。
- (2) 双方の過失割合に基づき、市は、損害賠償額として701,900円を相手方に支払う。
- (3) 双方は、本件事故について今後いかなる事情が発生しても、裁判上又は裁判外において、一切の異議申立て又は請求をしない。

6 損害額及び賠償負担額(区分)

区 分		損 害 額	負 担 区 分	
			市 過失割合100%	相手方 過失割合0%
相手方	修繕料 代車費用 評価損費用	701,900円	701,900円	0円

7 事故現場見取図

